

映適スタッフセンター労災事務処理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、映適スタッフセンター労災(以下「本会」という)規約(以下「本会規約」という)第5条に定める事業を営むために必要な事務処理及びその処理に関して生じる本会及び本会の会員(以下「会員」という)の責任を定めることを目的とする。

第2章 年間計画

(年間計画)

第2条 本会規約第5条に定める事業を行うため、定時総会において年間計画及び予算計画を定めるものとする。

第3章 特定作業従事者特別加入の事務

(事務処理の委託)

第3条 本会が会員のために行う労災保険事務は、会員が労災保険上の特別加入者として処理すべき労災保険事務の一切とする。

2. 会員は、本会に労災保険事務の処理を委託しようとするときは、前項に規定する労災保険事務の一切を委託する。

(会員の特別加入)

第4条 会員は、労災保険の特定作業従事者として特別加入しなければならない。加入時には、本会所定の申請書に本人確認書類を添付し、本会に提出する。本人確認書類は、原則として顔写真付きの身分証明書(顔写真付でない場合には2点以上が必要)を添付しなければならない。

2. 本会は、特別加入申請者に対し承諾通知を交付し、遅滞なく労働基準監督署に届け出る。

(保険料の納付)

第5条 会員の特定作業従事者特別加入保険料の納入日は、加入申請後2週間を超えない範囲で指定し、一括して納付することができる。また、会員が納入すべき保険料を本会が立替えてはならない。

(給付基礎日額の申告及び変更)

第6条 会員は本会に新たに加入する場合のほか、年度更新の手続き期間(5月末日ま

で)に毎年6月末までに指定の書式・方法によって、希望する新年度の給付日額の申告をしなければならない。但し、申告の無い時は脱退するものとみなす。また、年度の途中加入者は、その加入の際に申告しなければならない。

(特別加入者からの脱退)

第7条 特定作業従事者特別加入及び本会から脱退するときには、脱退申請書を本会に届けなければならない。

(保険料専用口座)

第8条 労働保険料と会費等一般会計は区分して管理する。

労働保険料の専用口座(以下「専用口座」という)は、GMO あおぞらネット銀行 法人営業部 普通口座 「口座番号 1800519」「口座名義 一般社団法人日本映画制作適正化機構」とし、専用口座に入金された会費等の労災保険料以外のものは、直ちに引き出し、専用口座以外の別口座へ移さなくてはならない。

(領収書の発行)

第9条 第5条により会員から専用口座に振り込まれた労災保険料については、銀行の発行する振込票(控)をもって領収証の代わりとし、年会費等も同様とする。なお、別途会員から領収証発行の希望がある場合は、必要に応じて発行する。

第4章 映適スタッフセンター労災の責任

(保険料の納付責任)

第10条 本会は、特定作業従事者特別加入にかかる労災保険料の納付の責を負う。

第5章 会費の徴収

(会費の額と納付)

第11条 本会は、本会の業務を運営するために、会員から本会規約に定める額の会費を徴収する。

2. 会員は、保険料を納付するとき、当年度分の会費を一括納付しなければならない。

第6章 会計

(保険料勘定)

第12条 本会は、労災保険料勘定を設ける。

2. 本会は、会員より交付を受けた労災保険料を、その目的以外に使用してはならない。

(出納検査)

第13条 会計責任者は、会計処理について、月1回以上定期的に点検確認を行わなければならぬ。

(経理年度)

第14条 労災保険勘定の経理年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

第7章 付 則

(その他)

第15条 本規程に定めのない事由については、法令及び本会規約の定めるところによる。

(施行期日)

第16条 本規程は、本会が特定作業従事者特別加入団体として承認を受けた日から施行する。